

電力・ガス取引監視等委員会

第47回料金制度専門会合

1. 日時：令和5年9月13日（水） 16：00～16：59
2. 場所：オンラインにて開催
3. 出席者：山内座長、北本委員、圓尾委員、大屋敷委員、川合委員、河野委員、東條委員、華表委員、松村委員
(オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください)

○田中総務課長 定刻となりましたので、ただいまから、電力・ガス取引監視等委員会第47回料金制度専門会合を開催いたします。私は、事務局総務課長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合はオンラインでの開催としております。

なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

本日、安念委員、梶川委員、平瀬委員、石井オブザーバーは御欠席でございます。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は山内座長にお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○山内座長 承知いたしました。まず、本日の議題でございますが、議事次第に1つ記載がございます。議題1「消費者庁から提出された意見についての電力・ガス取引監視等委員会の対応方針（案）」についてでございます。

まず、事務局から御説明いただいて、それから議論とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○田中総務課長 それでは、資料3のほうを御覧いただけますでしょうか。こちら、タイトル「消費者庁から提出された意見についての電力・ガス取引監視等委員会の対応方針（案）」ということになっております。

2ページ目、よろしくお願いいたします。こちらでございますけれども、今般、消費者庁より、2023年9月7日付で電力・ガス取引監視等委員会に対して、料金制度専門会合等の座長を含む委員等の構成を検討するよう意見書の提出がなされ、9月8日に開催された第465回電力・ガス取引監視等委員会において、本意見に対する対応方針について審議

を実施したものでございます。本日は、上記委員会における審議内容の御報告を行うとともに、消費者庁の意見を踏まえた料金制度専門会合における今後の取組方針について御議論いただきたいというものでございます。

なお、本日の料金制度専門会合における御議論も踏まえ、改めて電力・ガス取引監視等委員会・本委員会のほうにおいて、消費者庁からの意見書に対する回答について御審議いただく予定でございます。

本件に係る経緯ということで、4ページ御覧いただけますでしょうか。本件に係る経緯でございます。大手電力7社の規制料金の改定に当たり、本年5月に行われた消費者庁協議では、①不適切事案の影響の検証や、②調達改善に向けたフォローアップ、③審査ルールの見直しなどの検討における消費者庁の参画などを条件として協議が了承されたところでございました。これを踏まえ、料金制度専門会合において不適切事案の影響検証や調達改善に向けたフォローアップについて検討を開始したところでございます。

また、本年1月に認可が行われた託送料金についても、各一般送配電事業者のコスト効率化の実効性等について引き続き検証を行うよう消費者庁より意見が提出されており、送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループを立ち上げた上で、既に検証を実施しているものでございます。

こうした状況下において、今般、消費者庁より、規制料金及び託送料金のコスト効率化の取組のフォローアップが十分に行われるよう、これまでに消費者庁から発出した文書でも意見したとおり、より一層の中立性・独立性の確保のため、料金制度専門会合等の座長を含む委員等の構成の検討を求める意見書が本年9月7日付で提出をされたものでございます。

5ページを御覧いただけますでしょうか。消費者庁からの意見書ということで、後ほどオブザーバーとして御参加いただいている消費者庁からも改めて御説明いただきますが、下記のような形で提出されておりました、第1段落では、規制料金、託送料金のフォローアップを御検討いただいているところですのでということで、第2段落において、しかしながら料金値上げの審査の進め方に鑑みるに、フォローアップが十分に行われるのか懸念しておりますということで、第3段落において、フォローアップが十分に行われるよう料金制度専門会合等の座長を含む委員等の構成を御検討いただきますようお願いいたしますということで、この意見書が提出をされてきているということでございます。

続きまして、6ページ、7ページを御覧いただけますでしょうか。第465回電力・ガス

取引監視等委員会における議論ということでございます。本年9月8日に開催された第465回電力・ガス取引監視等委員会において、事務局より、消費者庁から提出された意見書について報告等行った上で、当該意見書に対する回答方針等につき御審議いただいた結果、現行の料金制度専門会合及び送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループの座長、委員は、専門的・中立的な立場から適切な審議が行われるよう適切に構成されているとの見解が示されているところでございます。

一方、消費者庁の意見書にあるとおり、規制料金審査の進め方について改めて確認を行うことと、フォローアップを十分に実施することは重要であり、この点について料金制度専門会合において真摯に議論をすべきではないかとの指摘もなされているところでございます。

このため、当該指摘内容等を踏まえ、本専門会合にて規制料金審査の振り返りを行うとともに、規制料金及び託送料金のコスト効率化の取組のフォローアップを十分に実施するための対応方針について御議論いただくというものでございます。

7ページの下半分のところ、先週の金曜日に開催された本委員会における各委員の意見概要ということで掲載をしております、武田委員のほうから、先生方の学識・経験に懸念を持ったことはなく、偏った人選がなされていないと考えているという御発言があり、また圓尾委員のほうからは、規制料金にしろ託送料金にしろ、算定のベースとなるコストの効率化に向けての動きを適切にフォローアップすることは非常に大事と。また、これまでの規制料金審査の進め方について、この専門会合できちんと振り返りを行った上で議論を深めるということも必要ではないかと御発言いただいているところでございます。

また、横山委員長のほうからは、本委員会での審議内容を踏まえ、規制料金審査の進め方についての振り返りや規制料金、託送料金のコスト効率化のフォローアップを十分にするため、料金制度専門会合において御審議いただき、その上で再度、本委員会において消費者庁への回答案について御審議いただくこととしたいというように御発言があったところでございます。

8ページ、関係規程ということでございまして、電気事業法及び電力・ガス取引監視等委員会令におきまして、委員及び専門委員につきましては経済産業大臣が任命をするということになっているものでございます。

また、9ページにおきまして、電力・ガス取引監視等委員会運営規程の第6条第3項におきまして、専門会合——料金制度専門会合も含まれるわけですが、専門会合は委

員及び専門委員の中から委員長が指名した者により構成するという事になっているもの
でございます。

10ページ以下では、3. におきまして規制料金審査の振り返り、4. におきまして規
制料金のフォローアップ、さらに5. におきまして託送料金のフォローアップということ
について記載をしておりますが、これらについてはそれぞれ取引監視課及びネットワーク
事業監視課のほうから御説明をさせていただければと思います。

○下津取引監視課長 取引監視課長の下津でございます。私のほうからは、3. 規制料
金審査の振り返り、4. 不適切事案の影響検証、調達改善に向けたフォローアップに係る
対応案について、それぞれ御説明させていただきたいと思っております。

まず、規制料金審査の経緯でございます。本申請につきましては、料金制度専門会合で
合計16回、そして本申請に当たりましては委員3名で1組の審査チームをつくりまして、
各チームで多々ある審査項目を分担して担当していただいたわけでございますけれども、
その審査チームによる会合、これは合計33回、合わせて合計49回もの会合を開催いたし
まして、厳格かつ丁寧に審査をしていただきました。

審査の過程では、消費者庁からの問題意識を踏まえつつ、料金制度専門会合では中国電
力の特別高圧・高圧の料金単価の推移を分析するなど、マクロの傾向に関する影響検証を
行いました。

また、その後でございますけれども、消費者庁協議の過程で消費者庁からいただいた御
指摘を踏まえまして、公共入札案件の落札状況に着目した分析を行いまして、その分析結
果を報告させていただきました。

スライド12枚目でございます。消費者庁協議の結果でございますけれども、不適切事
案による影響について引き続き検証していくことなどを条件といたしまして、物価問題に
関する関係閣僚会議で規制料金の改定申請に係る査定方針が了承されたわけでございます。

このような経緯を踏まえまして、当委員会におきましては、中国電力の特別高圧・高圧
の料金単価についてさらに詳細な定量分析を実施し、特別高圧・高圧の料金の高止まりの
可能性について、7月18日でございますけれども第46回料金制度専門会合で御報告させ
ていただきました。そして中国電力の調達コストの高止まりの可能性についても、現在、
検証作業を実施中ということでございます。

規制料金改定審査の審査体制でございますとか審査経過につきましては、スライド13
枚目以降にまとめてございます。

続きまして、不適切事案の影響検証、調達改善に向けたフォローアップに係る対応案で
ございます。スライドは24枚目でございます。先ほど申し上げましたとおり、現在、中
国電力の調達コストの高止まりにつきまして検証作業を実施中でございます。こちらのス
ライドに記載しておりますけれども、こちらのスライドの下半分、2つのアプローチ、定
性的なアプローチ、定量的なアプローチで検証作業を進めておりまして、その結果がま
たまりましたら、料金制度専門会合で御報告させていただくことを予定しております。

スライドは25枚目でございます。調達改善に向けたフォローアップの進め方ござい
ますけれども、今後3年間を集中改善期間と位置づけまして、電気の規制料金の改定を行
った大手電力7社に調達効率化に向けたロードマップを策定することを求め、その上で、
当委員会のほうでそのロードマップの策定状況なりロードマップを踏まえた具体的な取組
の進捗状況なりを確認することを考えてございます。

各事業者が策定したロードマップにつきましては、競争に与える項目を除いて料金制度
専門会合に御報告し、公表することを考えております。

また料金制度専門会合では、各事業者が策定したロードマップやそれを踏まえた取組な
どについて御議論・御指摘をいただくことを予定しておりますけれども、その際には、電
力以外の他分野の知見を取り入れていくことで多角的な視点を確保することを考えてござ
います。

26枚目でございます。ロードマップの内容等につきましては、現状の課題認識、今後
の取組方針等々、今お示ししておりますスライドの前半に記載のことを考えてございま
す。

また、フォローアップの方法でございますけれども、電力以外の他分野の知見を取り入
れつつロードマップを策定することといたしまして、その策定状況などにつきましては、
当委員会事務局がヒアリングをしていこうと考えてございます。

また、このヒアリングにつきましては、競争に影響を与える項目を除きまして、実施日
時、議事概要等を料金制度専門会合に御報告し、公表することを考えております。

また、消費者庁にもこのヒアリングに参画していただきながら実施しようと考えており
ます。

私からは以上でございます。

○鍋島NW事業監視課長　続きまして、ネットワーク事業監視課の鍋島のほうから、送
配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループにおける検証対応について、現在の現況と
対応について御説明いたします。

29ページ目ですけれども、送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループにつきましては、本年度から開始されているレベニューキャップ制度の開始に当たりまして、効率化計画を含めた事業計画の進捗を確認するために設置したものであります。この進め方などにつきましては、以前、本会合でもお諮りしたところですが、第2規制期間の査定方法の改善の糸口を見つけるであるとか仕様統一化であるとか、様々な政策インプリケーションを期待しているところであります。その検証に当たりましては、消費者庁からいただいた御意見も参考にさせていただきつつ進めているところでありまして、具体的にはマイクロ視点を取り入れる、関係企業ヒアリングや実査を行うといった意見を取り入れさせていただいております。

既に2回開催しておりまして、5月25日は進め方に関する議論、8月2日は変圧器などの分析や具体的なプロジェクトの検証を行ったところです。それぞれ詳細な資料を作成しておりまして、大部になりますので添付しておりませんが、ぜひリンク先の資料もちらっと見ていただければと思っております。

いずれにしても、消費者庁からはオブザーバー参加いただいております、1回目は檜橋前参事官、2回目は浪越参事官に御参加いただいたところです。

次のページですが、これは本年2月の料金制度専門会合で御紹介した消費者庁からいただいた再意見であります。当時の意見は、託送料金審査に当たって、料金制度専門会合において消費者庁からの意見にも触れつつ検討・検証を行ってきたということを書いていた上で、4項目については引き続き検討を求めますという内容でありました。当時、この会合でお諮りして、消費者庁からの御意見については、効率化ワーキンググループで消費者庁からの意見も参考にしながら丁寧に議論を進めていくということにしたものであります。

次の31ページは、効率化ワーキンググループのほうで実際に議論した資料であります。消費者庁からの意見にもサプライヤーの固定化に留意しながら検証を行うことという記載がありましたので、そういうこともありますし私たちも関心がありますので、変圧器のサプライヤー構造に関する分析を提示したものであります。

次の32ページは、このワーキンググループにおけるミクロ的検証の進め方ということですが、消費者庁からは、資材発注や工事発注も含め、地域の実態を踏まえて精緻にマイクロ分析を行うことという御意見・御提言をいただいております、私たちの分析の仕方の中にもそういうものは取り入れさせていただいております。

次の33ページですけれども、これは実査作業の関係でして、消費者庁からは、関係企業ヒアリングや実査を行うことも御提案いただいておりますので、ワーキンググループの場ではサプライヤー企業を呼んでヒアリングするとともに、委員の先生方をお願いして現地調査も実施しております。これは7月に座長以下で配電工事の現場に出向いて作業工程などを確認したものでありまして、これをワーキンググループのほうにも報告しております。

次のページは写真でありまして、こうした配電工事のところに事務局も行きましたが、委員の先生方にも行っていただいて、現場でいろいろ説明を受けながら、あれこれ質問しながら確認を行っております。

今後の対応案でありますけれども、既に来年度ぐらいまでの大まかな計画は立てておりまして、3か月に1度ぐらいのペースで議論する予定ではあります。送配電関係の投資は多種多様ですので、前回は変電を取り上げましたが、次は送電だとか、分野を変えながら議論を進めていきます。その中では、変電部門の中では例えば遮断器など投資額が多いものを意識しながら議論するというようにしているところであります。

今後につきましては、前回の8月2日の会合で浪越参事官からもその場で御指摘いただいたところですが、投資全体に占める案件の割合などに留意しながら議論を、現在も行ってありますが、今後もより意識しながら議論していこうと思っております。

それから、前回の会合後に浪越参事官からも御指摘・御要望いただきましたけれども、発注の実務経験のあるオブザーバーの追加については、ほかの産業の実務経験のある方、具体的な人物に既に参加を打診し、御内諾をいただいている状況であります。

料金制度専門会合もそうでありますけれども、効率化ワーキンググループにおきまして事務局としては中立的・客観的な分析を旨として作業、分析を行っております。事務局も様々な団体、関係者、事業者からいろいろ御指摘・御批判いただくことはしばしばありますけれども、誰からの御指摘かは公開して、かくかくしかじかの御指摘をいただきましたけれども、事務局としてはこう思いますという点を公開しつつ、委員の皆様にご意見を伺いつつ議論しております。そういうやり方について、できれば公開プロセスを経ずに結論を出してほしいというようなお考えの方も当然いるわけですが、何分、様々な利害の関係のある話ですので、オープンに議論するという点については特に注意して行っております。

そうしたことの一環として、消費者庁からいろいろいただいた意見について逐次紹介し、

委員の皆様の議論、同意もいただきながら、事務局の分析などにおいて消費者庁の御意見を取り入れさせていただいているところでもあります。また、浪越参事官にも御同席いただいて、我々の議論や分析を見ていただいているというところでもあります。今後もそうした透明性あるプロセスを通じて中立性を確保していこうと思っておりますし、消費者庁をはじめ様々な御意見については、ときには御真意を確認させていただきつつ、どういうふうなことなのかということを経済局で分析して、委員の皆様方に議論していただけるようなものをつくっていききたいと思っております。そういうことを通じて、効率化ワーキンググループもよりよいプロセスにしていききたいと考えております。

以上です。

○山内座長　　ありがとうございました。

それでは、続きまして、本日オブザーバーとして御参加いただいております消費者庁・浪越参事官から、資料3-1に関しまして御説明をお願いしたいと思います。よろしく御願いいたします。

○浪越オブザーバー　　消費者庁の参事官の浪越でございます。本日は、当庁からの意見書につきまして御審議をいただきまして、ありがとうございます。資料3-1に基づきまして意見書の内容を御説明申し上げます。

記載のとおりではございますけれども、現在、料金制度専門会合におきましては規制料金のコスト効率化の取組のフォローアップをいただき、その下の送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループにおきましては、託送料金のコスト効率化の取組のフォローアップを御検討いただいております。

しかしながら、規制料金値上げの審査を進めるに当たりまして、最終的には事務局により不正事案の検証がなされたものの、当初はカルテル及び不正閲覧は規制料金に影響ないとの姿勢が基本とされ、不正事案が料金に与える影響に関する検証についても消極的な姿勢が示されたということから、今後、料金制度専門会合等において規制料金及び託送料金のコスト効率化の取組のフォローアップが十分に行われるのか懸念しているところでございます。

このため、当該フォローアップが十分に行われますよう、より一層の中立性・独立性の確保のため、料金制度専門会合等の座長を含む委員等の構成を御検討いただきたいと思います。今回、この意見書の発出をさせていただいたところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。

それでは、議題1に関する事務局、今の消費者庁からの御説明について、皆様から御質問・御発言いただきたく存じます。御発言のある方は、Teamsの挙手機能を用いて御発言の意思表示をお願いいたします。こちらのほうから御指名をいたします。どなたでも結構でございます。御発言御希望の方、挙手機能でお示しいただければと思います。いかがでございましょう。

河野委員が挙がりました。河野委員、どうぞ御発言ください。

○河野委員　　河野でございます。御説明ありがとうございました。

最初に事務局から御説明いただきました電取委さんからの回答に関してコメントする前に、まず消費者庁の浪越参事官に幾つか確認したいことがありますので、質問させていただきたいと思います。

御意見頂戴したことに关しまして、この専門会合の委員として少なからずショックを受けました。質問の内容に記載いただいています、規制料金及び託送料金のコスト効率化の取組のフォローアップが十分に行われるのか懸念しているということにつきまして、1点目の質問なんですけれども、懸念を抱いているのは誰かという点を教えていただきたいと思います。消費者がということでしょうか。もし消費者がこの専門会合の議論、やり方を信用できないということであれば、どのような意見聴取や集約を経て消費者の意向を確認したのか。例えば消費者委員会からの意見等があったのか、会議名など懸念しているという主体の根拠を教えていただきたいというふうに思います。それが1点目です。

2点目は、規制料金値上げの審査においては、現在進行形で電気規制料金と託送料金のコスト効率化に対するフォローアップに着手しているといいましょうか、鋭意努力して任に当たっているという認識を持っているんですけれども、フォローアップのやり方のどこが問題だと考えていらっしゃるのでしょうか。具体的に御指摘いただけると幸いです。

また、いただいた御意見の脚注のところで、不適切事案の影響検証への対応が不十分であるとのコメントがありますが、この点が今回の御指摘の趣旨といいましょうか、根底にあるのかどうかというところを教えてください。

3点目でございます。今回の意見書では、委員等の構成について再考をという御要望でございまして、その要件として中立性・独立性の確保を求めていらっしゃいますけれども、現委員等の構成について中立性・独立性を阻害するのはどの部分なのかについて具体的に

御指摘いただけますと幸いかというふうに思っております。

以上3点、御回答いただけますと、この後の議論の参考になるというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○山内座長 ありがとうございます。

今指摘のように、この次の議論もということでもありますので、これについて、まずは消費者庁のほうから御回答いただくということでもよろしゅうございますか。よろしくお願いいたします。

○浪越オブザーバー 消費者庁・浪越でございます。河野先生、御意見ありがとうございます。

1点目の、今回の意見発出に当たって懸念を抱いているのは誰なのか、消費者なのかという御質問でございますけれども、懸念をしておりますのは消費者庁、具体的には参事官の私でございます。

続いて、フォローアップをしているけれども、どこが問題だというふうに考えているのかというところと、資料3-1の※のところが今回の指摘の趣旨なのかというような御質問でございますけれども、おっしゃるとおりでございます。今回意見を発出した趣旨としては、規制料金値上げの審査の進め方に当たりまして、当初はカルテル及び不正閲覧は規制料金に影響ないという姿勢が基本とされた、不正事案が料金に与える影響に関する検証についても消極的な姿勢が示されたという点に懸念を持っているということでございます。ですので、どこが問題かというところ、委員等の構成であり、これを御検討いただきたいという意見を出させていただいたところでございます。

続いて、中立性・独立性の確保のため、どの部分で委員の構成を見直すべきと考えているのかという御指摘でございますけれども、具体的に個人を特定して委員等の構成の検討を依頼しているものではございませんので、抽象的で恐縮ですけれども、コスト効率化の取組のフォローアップが十分に行われるよう、より中立性・独立性の確保のため、座長を含む委員等の構成の御検討をお願いしたところでございます。

私からは以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

河野委員、よろしゅうございますか。

○河野委員 御説明ありがとうございます。少なくともこの意見が消費者からの不信を突きつけられているわけではないということが確認できて、少し安心しました。

それから、消費者庁様も経済産業省の電取委様もどちらも行政側で、社会のありようについてしっかりと監視・注視していく立場にいらっしゃいますから、できればこの両者が手を携えて、連携してしっかりと事業者に対してグリップを効かせていくという、そういう視点で消費者庁様にも参画していただけるととてもうれしいなというふうに思いました。御回答ありがとうございました。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、次は華表委員、どうぞ御発言ください。

○華表委員 ありがとうございます。まず、消費者庁が御指摘されるコストの効率化の取組のフォローアップが重要であるということについては、全く異論ございません。また、そうした消費者庁からの御指摘を受けて当専門会合としては、送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループを立ち上げることでお応えして、実際に現場視察などを含めてかなり密にフォローアップをしているというふうに理解しています。

加えて料金値上げ審査そのものについても、資料3の11ページにあるとおり、インナー会合合わせると49回ということで、かなり厳格かつ丁寧に審査してきたというふうに捉えています。

それに対して今回の消費者庁の御意見は、懸念を表明しているものの、具体的にこの審査のどういう点が改善が必要なのかというところの具体的内容がないように思えまして、なかなか対応が難しい面があるのかなというふうに感じています。懸念があるので委員を総取り替えするというだけでは、必ずしも解決になっているようにも思わないところもありますので、何のどういう検討について実際に懸念を持たれていて、どういう対応してほしいかというようなところが御意見いただくと、より建設的な議論になるのかなというふうに感じているところです。

一方、そうはいつでもこの消費者庁の今回の御指摘に対しても、当専門会合としての対応が必要であるというふうに事務局としても捉えているというふうに理解してまして、35ページにあるとおり、オブザーバーの追加などを行いながら対応していくことを考えているというふうに理解しています。

ここからは事務局への質問になりますけれども、もしこの辺りについて、もう既に御説明くださった中への繰り返しにしかならないかもしれないですけれども、事務局のほうでどう消費者庁に対応を説明されるのかというところを、より明確に御説明できるところがあれば教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○山内座長　　ありがとうございました。

今、3番目の方いらっしゃらないので、とりあえず消費者庁からお答えをお願いしたいと思います。

○浪越オブザーバー　　消費者庁・浪越でございます。華表先生、御意見ありがとうございます。

委員等の構成の御検討は、この趣旨からお願いをしているところではございますけれども、一方で料金制度専門会合や送配電ワーキングのフォローアップをどう進めるべきなのかという点については、これまで意見させていただいているものとしては、検証する個別のプロジェクトのうち投資全体に占める割合の大きいものを扱っていただき、その割合を明確にさせていただきたいという点や、物資調達をオブザーバーとして追加をしていただきたいという点や、規制料金のフォローアップに当たっては、原則公開をしていただきたいという3つの意見をこれまで公開の場や事務局に出させていただいております。それにつきましては、今回規制料金につきましては26ページで、託送料金につきましては35ページで、消費者庁からの意見を踏まえて検討していただく旨御回答いただいているという点につきましては感謝申し上げます。

それ以外、今後どうフォローアップを進めるべきかにつきましては、またほかにも意見があれば出させていただきたいと思います。

以上でございます。

○山内座長　　それでは、事務局から。

○田中総務課長　　事務局でございます。華表委員のほうから御質問ありました、消費者庁の意見を踏まえて委員会としてもどのように対応をしていくというふうに考えているのかという御質問でございましたけれども、ただいま消費者庁の浪越参事官からお答えいただいた話とも少しかぶるところでございますが、26ページのところにおいて、規制料金のフォローアップというところを電力以外の他分野の知見を取り入れていくことが重要であるということで、他分野の調達の有識者からのヒアリングを行っていくところであったり、あとは35ページのところで、資材調達、工事発注の実務経験を有するオブザーバーの追加を検討していくという、この辺りのところで対応していくということを考えているということでございます。

○山内座長　　華表委員、いかがでしょう。

○華表委員　　ありがとうございました。

○山内座長　　ありがとうございました。

ほかに御発言の御希望はいらっしゃいますか。

原オブザーバー、お手挙げですね。原オブザーバー、どうぞ御発言ください。

○原オブザーバー　　ありがとうございます。私からは、確認事項2点とお願いが1点ございまして、確認事項につきましては、消費者庁様からの御意見書の一番下段にあります※の部分で、「カルテル及び不正閲覧は規制料金には影響ない」とこちらの委員会が出されたということになっております。ここの委員会にも参加をしていたにもかかわらず大変申し訳ないんですけども、そちらの根拠と理由を改めて教えていただきたいと思えます。

もう一点が消費者庁様になんですけれども、この意見書が出されたのは9月7日ということで、なぜこの時期にこの意見書を出されるに至ったのか、もし理由があれば教えていただきたいなと思えます。

お願いについては、こういったカルテル、情報漏えいという不祥事に関しては、消費者の電気料金や電力業界への不信感が高まったと感じております。それについて、今後のフォローアップ対応において規制料金の値上がりとかこういった組織のガバナンスの問題というのがどのような相関関係にあるのか、その有無と、もしあるとすれば、それがどういう関係でこうなったという理由をつまびらかにしていただきたいなと思っております。そういうのを明らかにしていただくことが信頼回復にもつながってくると思うんですが、いかがでしょうか。

以上です。

○山内座長　　ありがとうございました。

次の方いらっしゃいませんので、消費者庁のほうからお答えお願いいたします。――東條先生いらっしゃいますね。東條先生、先に御発言いただけますか。

○東條委員　　立教大学の東條です。これまでのやりとりをお伺いして、たまたま料金審査の時期に不適切な情報漏えいであるとかカルテルについての問題が発覚したというのは、消費者庁が様々な意味において複合業務の立場から非常に懸念を持つに至ったというお気持ちは大変よく分かるわけですけども、一方で意見書の中立性・独立性確保のために委員等の構成を再考せよと言われると、座長、委員、専門委員合わせてたかだか12名しかおりませんので、我々不信任を受けているのかというふうに感じざるを得ないわけですけども、先ほどの浪越参事官の御説明では、抽象的な言い方になるがということにとどまっておりますけれども、たった12名ですから、それではちょっと済まないような表現を

この意見書からは感じるということをまずコメントさせていただきます。

その上で、冒頭に少し頭出ししましたとおり、この専門会合、意味なくオブザーバーの方々に出席していただいているわけではございませんで、消費者庁からもオブザーバーとして参加していただいて、非常に有益なインプットを頂戴しているというふうに思っています。その一つの成果が、この意見書の※にありますとおり、当初は「カルテル及び不正閲覧は規制料金には影響ない」との姿勢が基本とされたという。これは最終的な結論ではないにせよ、そのような話もあったところ、消費者庁からのインプットによってきちんと検証を行う方向に修正されたというのは、非常に一つの大きな成果であると思いますし、河野委員からも御発言あったとおり、我々、行政サイドは事業者に対して、共に手を携えてきちっと効率化に向けて厳格な審査を行うべくタグを組むと、この方向性ってとても大事だと思っています。

その意味でいうと、消費者庁から頂戴した意見については、非常に事務局は丁寧に一つ一つ応答しているというふうに理解しておりますし、今後も消費者庁からいただいたインプットについては、恐らく丁寧に対応するのではないかとこのように予想しております。最大限配慮しているというふうに私からは見えるわけですが、その私の立場も不信任を受けているのかということになりますと、この発言も何となく力を失うわけですがけれども、この辺り、少し言葉を足していただくとありがたく存じます。

以上です。

○山内座長　　ありがとうございました。

では、今のお二方の御質問・御意見に対して、消費者庁からお答えいただければと思います。

○浪越オブザーバー　　消費者庁の浪越でございます。ありがとうございます。

まず、原先生から御意見いただきました5ページ、消費者庁からの意見書の一番下、※の部分の「カルテル及び不正閲覧は規制料金には影響ない」との姿勢が示されたという根拠は何かという点でございます。1月27日の第33回料金制度専門会合におきまして、消費者庁から不適切事案が料金に与える影響について検証するべきという発言をさせていただいております。その後のやりとりの中で、意見書に書いております、「当初は『カルテル及び不正閲覧は規制料金には影響ない』」という姿勢が示されたというふうに感じておりまして、これにつきましては、5月15日付で消費者庁から資源エネルギー庁長官様に御回答申し上げている規制料金値上げの協議に対する回答書におきましても、全く同じ、

「当初は『カルテル及び不正閲覧は規制料金には影響ない』としていた姿勢が変化し、公開の3回の協議において不正事案の影響が検証された」というふうに、5月15日の当庁からの回答書でも触れさせていただいておるところでございます。

続きまして、なぜこの時期にこのような意見を出したのかという御質問でございます。料金制度専門会合等におきまして規制料金及び託送料金のコスト効率化の取組のフォローアップが開始されつつあるということから、これらのフォローアップが本格化していく機会を捉えまして、今回このような意見を出させていただいたところでございます。

続きまして、東條先生からいただきました委員会や事務局で最大限配慮しているという御指摘でございます。先ほども申し上げましたように、事務局からは、今回規制料金につきましては26ページで、当庁からの意見を踏まえて今後御対応いただけるという旨回答いただいておりますし、託送料金につきましては35ページで、投資全体に占める割合を意識した検証や資材調達の実務経験を有するオブザーバーの追加の検討という当庁からの意見を踏まえて御対応いただけるという御回答をいただけていることに関しまして、非常に感謝申し上げます。

一方で、繰り返して大変恐縮なんですけれども、※の部分に書かせていただきました不正事案に対する御対応から、十分なフォローアップが行われるか懸念を持ちまして、今回意見を出させていただいたところでございます。

以上でございます。

○山内座長　ありがとうございます。

事務局から。

○田中総務課長　事務局のほうでございます。原オブザーバーのほうからも御質問あり、東條委員のほうからも御質問あり、浪越参事官のほうからも御説明あった※に関する部分ということでございますが、こちらに関しては事務局といたしましては、まさに11ページ、12ページのところにも記載しておりますように、消費者庁からの御指摘を踏まえて我々、この事案に対する影響ということに関して検証を行ってきたということでございまして、ここについては、東條委員のほうからも御指摘がございましたように、ある意味消費者庁様からの御指摘を踏まえて我々も真摯に対応していく中で、中国電力の公共入札案件の落札状況の分析などを行い、検証などを行うことができてきたというふうに理解しておりますので、我々としては、消費者庁様の重要な指摘ということで捉えて真摯に対応してきたというふうに考えているところでございます。

また、原オブザーバーのほうから御指摘ありました不適切事案について、ガバナンス等に関してしっかり取り組んでいくということに関しては、これはカルテル事案しかり、不正閲覧事案しかり、ガバナンスの問題ということで捉えまして我々のほうも対応してきているところということでございますので、引き続きしっかり対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○山内座長 原オブザーバー、東條委員、よろしいでしょうか。

○原オブザーバー ありがとうございます。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、そのほかの方で発言の御希望いらっしゃいますか。

河野委員、挙手がずっと上がっていますけど、再度発言ということでしょうか。

○河野委員 手を挙げるになっていました。先ほどは消費者庁様に確認の質問をさせていただきましたけれども、電取委様からの御回答に対するコメントをさせていただいてもよろしいでしょうか。もしほかの方がいらっしゃらなければ。

○山内座長 どうぞ御発言ください。

○河野委員 電取委様からのこういう回答をしますという原案を御説明いただきました。消費者庁様からの御指摘でフォローアップちゃんとやりなさいというのは、本当にそのとおりで、私もその点については全く同意見でございます。

この間の専門会合において、いろいろ議論をたくさんやりましたけれども、振り返ったときに、不正事案に関しては、対応が甘かったんじゃないか、それを見ているとちょっと信用できないよという御指摘だと思うんですけども、私の近辺にいます消費者団体において、様々な不正事案について、今回公取委様の御指摘で世の中に問題がしっかりと周知されたわけですけども、大手電力会社の今後に向けての取組や経産省様とか電取委様の監視の状況、再発防止策とか、最終的に制度改正にいくかどうか分かりませんが、何らかの手だてが行われるかもしれないというところを、消費者団体においても学びつつ注視し続けるという状況にあります。ですから、ちゃんとした議論をやっているということだけではなく、常に情報は社会に公開していくという形で議論を進めていただければいいなというふうに思いました。

2点目として、今回の審査においては基本となる法律があり、法律に準じた料金算定規則があり、そして審査の方向性が決まって審議を開始したわけですが、今回は制度として残っている規制料金の値上げについてですから、前回の値上げのときの審査とはまた要件

が違ってきていて、その辺りの料金算定規則とか審査要領の要件やその判断の仕方が適正であったかどうかということは、もう一度確認をしておくといいいのではないかというふうに感じていました。

3点目として、送配電の効率化・計画進捗確認ワーキンググループに私も入れさせていただいて、現場視察とか送配電に関わる様々な事業構造の内実に関して学びつつフォローアップをさせていただいているんですけども、これも公開されていまして、料金改定の審査が終了してしまえば外部からの具体的なチェックの機会はないだろうと事業者の皆さんが安堵しないように、喉元過ぎても熱さ忘れないように、常に目を光らせて確認の機会を増やして、その状況は公開、公表することを今後もしっかりとやっていかなければいけないなというふうに感じたところです。

最後に、この件に関しましては消費者担当大臣から何度も記者会見において、現在の電取委の査定の方法、体制では、こうした影響を定量的に評価・推定する能力はないということが明らかになったというふうなコメントをいただいておりますけれども、私はそうではなくて、しっかりと御指摘に対しては回答できる事務局の体制とか能力もあると思っています。

カルテルや不正閲覧というのは、この影響を今後に向けて検証していくのも大事なんですけども、これは当然のことながら常時起こるものではなくて、発覚後に是正が図られて二度とおこさないという問題だと思います。もう一つの御指摘の高コスト体質かどうかということは、あくまでもこれは推定という前提ですけれども、フォローアップでしっかりとチェックして、今後に向けて生かしていくといいでしょうか、その視点が重要だと思っています、この2つというのは実は別の視点で考えていただきたいというふうに私自身は思っています。できれば今後のフォローアップは、高コスト体質かどうかということに対して事業者の皆さんが最大限の企業努力を本当にやっているかどうかという、その視点においてしっかりとチェックを進めていくという体制にしていただければというふうに思っています。

長くなりました。以上です。

○山内座長　　ありがとうございました。

何かコメントがあれば、よろしいですか。

○田中総務課長　　大丈夫です。

○山内座長　　ほかに御発言の御希望いらっしゃいますか。

どうぞ。

○新川事務局長 事務局長の新川でございます。河野委員、誠にありがとうございます。

御指摘全く違和感ございません。今回の不正事案について、カルテルも不正閲覧もそれをまずしっかりと是正していく、再発を防止していくということに関して、業務改善命令や業務改善指導、勧告も行いながら、我々しっかりフォローアップしていきたいと思っておりますし、高コスト体質については是正が図られていくべきものということに関しては、我々、競争を導入しながら高コスト体質の改善を図っていきたいと思っておりますが、規制料金の分野、託送の分野ということに関してしっかりとフォローアップを行いながら、その是正が行われているかどうかということを確認していきたいと思っておりますし、また消費者団体の皆様が我々の監視をさらに注視していただくと、これは大変ありがたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

○山内座長 ありがとうございます。

ほかに発言の御希望いらっしゃいますでしょうか。——よろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、皆さんの御意見を伺いました。本件につきましては、事務局からも御説明がございましたが、電力・ガス取引監視等委員会から本料金制度専門会合に対して、規制料金審査の進め方についての振り返りとか、あるいは規制料金、託送料金のコスト効率化のフォローアップを十分に実施するための対応方針について審議するように依頼があったと、こういう理解になると思います。

それで、本日の議論といたしまして、規制料金審査については、消費者庁からいただいた御指摘内容も重要であったこと、これを踏まえての検証内容について審議を行うなど、真摯に取り組んできたと言えるのではないかと。また、規制料金、託送料金のコスト効率化のフォローアップに係る対応について、フォローアップ体制を充実させていくとした事務局からの提案内容をもって、今後とも真摯に取り組んでいくということとしてはどうかという、こういうような皆さんの御意見であったというふうに思われるところであります。

それでは、本件につきましては、本日の料金制度専門会合における御議論を踏まえまして、改めて電力・ガス取引監視等委員会において消費者庁からの意見に対する回答について御審議をいただくという予定となっているということでございますので、事務局におかれましては、本日の御議論について電力・ガス取引監視等委員会に報告していただくようお願い申し上げたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○田中総務課長 事務局でございます。本日の議事録については、案ができ次第送付させていただきますので、御確認のほどよろしくお願いたします。

次回開催につきましては、追って事務局より御連絡いたします。

それでは、第47回料金制度専門会合はこれにて終了といたします。本日はありがとうございました。

——了——